

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	新発田地区② (中曽根、舟入、弓越、中木戸、下木戸、奥山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日、11月14日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心市街地を取り囲むように存在する地区内の農地活用については、農業用水利の利用や土地改良事業による基盤整備等でも連動する部分が多いことから、今後も一体的な営農展開を行っていくことが必要不可欠である。当該地区では、圃場の大区画化が進む中で生産性が向上したものの、耕作者同士の農地交換による団地形成や更なる団地拡充のほか、法人化を含めた体制整備をこれまで以上に推進していく必要があることから、今後はより一層、地域一丸となった取組が必要である。

乾燥調製施設の老朽化等で新規のカントリーエレベーター等が必要である。

用水管理上、多面的支払制度の広域化が必要である。

また、担い手の高齢化が進行しており、集落単位ではなく、近隣集落や法人等が連携した地区一体型の地域営農を展開する必要がある。

【主な作物】水稻、大豆、アスパラガス

(2) 地域における農業の将来の在り方

【弓越】

- ・有志で法人化の方向性を検討し、経営規模拡大が可能か検討していく
- ・隣接地域よりもさらに外からの入作者に耕作を依頼する

【中曽根・舟入・中木戸・下木戸・奥山】

- ・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
- ・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の「農業を担う者リスト」掲載者の今後の経営意向(規模拡大・縮小)に沿った調整を進め、農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備済のエリア内最北部を除く国道7号線寄り及び羽越線沿いのエリアは、農地中間管理機構関連型の基盤整備事業を採択予定であることから当該農地は原則貸付予定である。
(3)基盤整備事業への取組方針
中曽根・舟入では中曽根地区で基盤整備中であり、農事組合法人が中心となり営農が図られており、弓越・中木戸・下木戸・奥山ではR5年度から北江地区として基盤整備を実施中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

【弓越】

スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)

【中木戸】

鳥獣被害対策(ハクビシン・タヌキ)